

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年10月10日

1. 執行機関の別	2:教育委員会
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	佐世保市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	特別支援学級等に就学する児童生徒等の本人及びその保護者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和7年9月26日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 佐世保市教育委員会

特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	小学校、中学校若しくは義務教育学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒、特別支援学級に就学する児童若しくは生徒又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条及び第141条の規定により特別の教育課程による教育を受ける児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	38	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	59	

<p>④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分</p>		<p>佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第11の項 小学校、中学校若しくは義務教育学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒、特別支援学級に就学する児童若しくは生徒又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条及び第141条の規定により特別の教育課程による教育を受ける児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条</p>	<p>佐世保市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、【教育の機会均等の趣旨】に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が【特別支援学校に就学する児童又は生徒】について行う必要な援助を規定し、もつて【特別支援学校における教育の普及奨励を図ること】を目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、【教育の機会均等の趣旨】に則り、かつ、【市立の小学校、中学校及び義務教育学校(以下「小中義務教育学校」という。))の特別支援学級に在籍し、又は通級指導教室に通学する児童又は生徒及び小中義務教育学校の通常の学級に在籍し、かつ、肢体不自由のため常時通学に付き添いを要し、又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者等】(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して、その【経済的負担を軽減するため】、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>佐世保市特別支援教育就学奨励費支給要綱</p>